入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年１１月１７日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 小森 康正

１ 概要及び日程等

（１）調達件名及び数量

宮崎公共職業安定所外３施設における複合機の購入及び保守業務委託契約

（２）納入期限及び保守期間

納入期限：契約締結日から令和９年１月２９日（金）まで

保守期間：設置日から令和９年３月３１日（水）まで

（３）履行場所

仕様書による

（４）契約方法

一般競争入札(最低価格落札方式)

（５）入札説明書の交付

この公告の日から競争参加資格確認関係書類等の提出期限まで

（６）競争参加資格確認関係書類等の提出期限

令和８年１２月３日(木)１７時００分

（７）入札書の提出期限

令和８年１２月３日(木)１７時００分

（８）開札の日時及び場所

令和８年１２月４日(金)１０時００分

宮崎労働局総務部総務課会議室

２ 照会先

入札説明書の交付場所、入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒880－0805　宮崎市橘通東３丁目１番 22 号　宮崎合同庁舎５階

宮崎労働局総務部総務課会計第一係　電話 0985－38－8820

上記の交付場所、宮崎労働局ホームページ及び調達ポータルサイトにおいて、入札説明書を交付する。

宮崎労働局ホームページ（https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/）

「お役立ち情報」→「調達・売払情報」→「入札情報」→「2026 年度」

電子調達システムのＵＲＬ　https://www.p-portal.go.jp/

３ 競争参加資格

（１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）令和７・８・９年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売等」または「役務の提供等」でＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

（４）資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

（５）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

（６）社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、入札書提出期限の直近２年間の保険料の滞納がないこと。

（７）入札書提出期限の直近１年間において、厚生労働省が所管する法令（※）に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがないこと。

※　労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

（８）開札日時点で厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（９）入札参加者は、入札者の提出をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める者であること。

(10) 過去１年以内に、宮崎労働局の所管した受託事業において、以下のいずれかに該当し、信頼関係を築くことが困難であって当該受託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。

①契約書に基づき、受託者の責において、事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと。

②契約書に基づき、監督を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと。

③契約書に基づき、契約者からの報告書等の提出を求められたにもかかわらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと。

④契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと。

(11) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

４　入札方法等

（１）入札方法

入札金額は総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（２）電子調達システムの利用

本入札は電子調達システムで行う。ただし、電子調達システムにより難い者は、紙による入札を認める。

５　その他

（１）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）入札保証金及び契約保証金

免除

（３）入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、

上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

（４）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者その他入札の条件に違反した者が提出した入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が、（３）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に違反することとなったときは、当該入札書は無効とする。

（５）契約書作成の要否

要。

（６）落札者の決定方法

入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（７）手続における交渉の有無

無

（８）その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。

入　札　説　明　書

「宮崎公共職業安定所外３施設における複合機の購入及び保守業務委託契約」の入札については、この入札説明書によるものとする。

１　契約担当官等

支出負担行為担当官　宮崎労働局総務部長　小森　康正

２　競争入札に付する事項

（１）調達件名

宮崎公共職業安定所外３施設における複合機の購入及び保守業務委託契約

（２）納入期限及び保守期間

納入期限：契約締結日から令和９年１月２９日（金）まで

保守期間：契約締結日から令和９年３月３１日（水）まで

（３）履行場所

仕様書による。

（４）入札方法

ア　入札金額は総価で行う。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　入札者は、仕様書等に示す業務に係る経費のほか、契約履行に要する人件費及び一切の諸経費を含めた金額の総額（以下「総価」という。）を入札金額とする。

ウ　また、入札金額の内訳を記載した入札金額内訳書（入札様式５）を提出すること。

（５）入札保証金及び契約保証金

免除する。

３　電子調達システムの利用について

本案件は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムで行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式によることができる。

なお、電報、ＦＡＸ及び電子メールによる提出は認められない。

４　競争参加資格

（１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）令和７・８・９年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売等」または「役務の提供等」でＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

（４）資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
（５）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
（６）社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、入札書提出期限の直近２年間の保険料の滞納がないこと。
（７）入札書提出期限の直近１年間において、厚生労働省が所管する法令（※）に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがないこと。
※　労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
（８）入札日時点で厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
（９）入札参加者は、入札者の提出をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める者であること。
（10）過去１年以内に、宮崎労働局の所管した受託事業において、以下のいずれかに該当し、信頼関係を築くことが困難であって当該受託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。
①契約書に基づき、受託者の責において、事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと。
②契約書に基づき、監督を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと。
③契約書に基づき、契約者からの報告書等の提出を求められたにもかかわらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと。
④契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと。
（11）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

５　入札に関する質問
（１）この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、書面により提出すること。
書面の様式は任意とし、提出期限、提出先及び提出方法は以下のとおりとする。
ア　提出期限
令和８年１１月２７日（金）１７時００分
イ　提出先
〒880-0805　宮崎市橘通東３丁目１番２２号　宮崎合同庁舎５階
宮崎労働局総務部総務課会計第一係
電話番号：０９８５－３８－８８２０
メールアドレス：miyazakikaikei@mhlw.go.jp
ウ　提出方法
郵送、持参又はメールによって提出すること。

（２）質問に対する回答は、「入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）」を提出した全ての者に、随時メール等により通知する。

６　入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、あらかじめ、宮崎労働局ホームページ又は電子調達システムから仕様書を入手すること。

また、仕様書を入手した場合は、必ず「入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）」を提出すること。

（１）競争参加資格確認関係書類（入札参加届等）の提出期限

令和８年１２月３日（木）１７時００分

（２）提出書類

ア　電子調達システム及び紙入札による方式とも、次の書類を提出すること。

（ア）入札参加届（兼自己申告書）（入札様式１）

（イ）資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

（ウ）暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿（入札様式２）

イ　紙入札による場合は、上記アのほか、次の書類を併せて提出すること。

（ア）電子入札案件の紙入札方式での参加について（入札様式３）

（３）提出方法及び提出場所

ア　電子調達システムによる場合

上記（２）に示す書類をスキャナ等により電子データ化させて電子調達システムにより送信すること。

電子調達システムのＵＲＬ　https://www.p-portal.go.jp/

イ　紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）により、上記５（１）イの場所に提出すること。

７　同等品申請

（１）仕様書別紙「機器仕様書」に定める参考仕様品以外の製品の納入を希望する場合は、次に従い「同等品申請書（任意様式）」を提出すること。

なお、期限までに申請がない場合や、審査の結果「不承認」となった製品については、同等品の選択は不可とする。

① 提出書類

ア 同等品申請書(任意様式)

イ 品質・性能の詳細が明らかとなる資料(メーカーカタログの写し等)

② 提出期限

令和８年１１月２７日(金)１２時００分

③ 提出方法

ア メール

質問の送信先アドレス：miyazakikaikei@mhlw.go.jp

イ 照会窓口に持参

④ 同等品について

同等品とは、以下の項目を全て満たすものとする。

ア 規格・品質・性能が、仕様書の内容を満たしていること。

イ 規格・品質・性能が、参考仕様品と同等以上であること。

ウ 参考仕様品の定価(オープン価格の場合は一般的な市場価格)と同額程度の定価の製品であること。

(２)同等品申請に対する承認・不承認の通知は、「入札関係書類受領書」を提出した全ての者に、随時メール等で通知する。

８　入札書の提出について

（１）提出期限

令和８年１２月３日（木）１７時００分

（２）提出書類

ア　入札書（紙入札方式による場合、入札様式４）

イ　入札金額内訳書（入札様式５）

ウ　委任に関する届出書（紙入札方式用）（入札様式６）（代理人により紙入札する場合のみ）

（３）提出方法及び提出場所

上記６（３）と同様とする。

９　落札者の決定方法

（１）本案件仕様書に定める要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２）最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、または、その者と契約を締結することが公正の取引の秩序を乱す恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

10　開札の日時及び場所

（１）開札日時

令和８年１２月４日（金）１０時００分

（２）開札場所

宮崎労働局総務部総務課会議室

11　その他

（１）入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者の氏名、住所及び落札金額等の落札結果について公表するものとする。

（２）入札に係る注意事項

ア　入札書に記載する金額は、仕様書別紙「機器仕様書」に指定の参考仕様品及び数量を満たすだけ納入した場合にかかる金額の総計とする。その際、運送費等の諸経費は調達品の単価に含めて算出すること。

なお、記載する金額に消費税は含まない。

イ　入札者は、提出した入札書を引換え、変更し、又は取消すことはできない。

ウ　理由の如何によらず、入札書が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできない。

エ　次に該当する場合の入札は、無効とする。

（ア）指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札

（イ）紙入札方式によっては、記名のない入札書又は要領を得ない入札書
（ウ）紙入札方式によっては、他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札
（エ）本注意事項の各号に反する入札
（オ）その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合
（カ）上記６（２）ウの誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
（キ）競争参加資格のない者及び入札条件に違反した者の提出した入札書

オ　上記９の落札方法により落札となるべき同数値の入札をした者があるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

カ　再度入札

（ア）開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。
　なお、電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。
（イ）再度入札を希望する場合は、それぞれの封皮に「○回目」と記入し、何回目の入札書か分かるようにする。
（ウ）再度入札は、当初の入札と同じ方法（電子入札の場合は電子入札、紙入札の場合は紙入札）で行わなければならない。

（３）仕様書の手交を受けるにあたっての注意事項

この入札に関して担当官が手交する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達品目の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほかに複製することを禁ずる。

（４）契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は、以下のように取り扱う。
なお、契約書の押印は、省略ができないので留意すること。

ア　担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

イ　押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得ること。

12　入札等に関する問い合わせ先

〒８８０－０８０５　宮崎市橘通東３丁目１番２２号　宮崎合同庁舎５階
宮崎労働局総務部総務課会計第一係
電話番号：０９８５－３８－８８２０
メールアドレス：miyazakikaikei@mhlw.go.jp

◎　様式等

・入札様式１　入札参加届（兼自己申告書）
・入札様式２　暴力団等に該当しない旨の誓約書
・入札様式３　電子入札案件の紙入札方式での参加について
・入札様式４　入札書（紙入札方式用）
・入札様式５　入札金額内訳書
・入札様式６　委任に関する届出書（紙入札方式用）
・任意様式　　同等品申請書（カタログ等含む）

入札関係書類受領書　（電子入札・紙入札共通）

入札関係の書類をホームページ又は電子調達システムからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入の上、メール又は郵送により必ずご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

＜宛　先＞
〒880-0805　宮崎市橘通東３丁目１番２２号　宮崎合同庁舎５階
宮崎労働局総務部総務課　会計第１係
MAIL：miyazakikaikei@mhlw.go.jp

入札案件　名称	宮崎公共職業安定所外３施設における複合機の購入及び保守業務委託契約

受領日 （ダウンロード日）		令和　　年　　月　　日
事業所	名称	
	所在地	
担当者	氏　名	
	電話番号	
	メールアドレス	
参加入札方式（予定）		□電子調達システム　　（いずれかにチェック） □紙入札

入札様式１

入 札 参 加 届（兼自己申告書）
【電子入札・紙入札共通】

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長　殿

届出人　　住　　所
名　　称
入札有資格者氏名

私は、入札説明書に基づき、次のとおり、宮崎労働局が行う入札に参加することを届け出ます。
なお、この届出に虚偽があった場合、契約解除・損害賠償の請求等について、契約後であっても一切異議は申し立てません。

【届出事項】

１　入札件名　　宮崎公共職業安定所外３施設における複合機の購入及び保守業務委託契約

２　競争に参加する者に必要な資格に関する事項について

（１）令和７・８・９年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）
【　物品の販売等または役務の提供等　】　の等級　　（　　）等級

（２）予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない。　　はい　・　いいえ

（３）入札参加届等書類（証明書等）及び添付書類に虚偽の事実を記載していない。
はい　・　いいえ

（４）経営の状況又は信用度が極度に悪化していない。　　はい　・　いいえ

（５）社会保険等に加入し、入札書提出期限の直近２年間の保険料の滞納がない。
はい　・　いいえ

（６）入札書提出期限の直近１年間において、厚生労働省所管法令違反により、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けていない。
また、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。
はい　・　いいえ

（７）障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用している、又は障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる。　　はい　・　いいえ

（８）過去１年以内に、宮崎労働局の所管した委託事業において、信頼関係を築くことが困難であって当該委託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。
はい　・　いいえ

【添付書類】
①資格審査結果通知書（厚生労働省一般競争（指名競争）参加資格）の写し
②暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿（入札様式２）

入札様式２

暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（５）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者

（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

令和　　年　　月　　日

住所（又は所在地）

社名

代表者名

※　個人の場合は生年月日を記載すること。

※　法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる（別添）資料を添付すること。

（別添）

法人（個人）名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

役職名	フリガナ 氏名	生年月日

入札様式３

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長　殿

届出人
住　所
名　称
入札者名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加いたします。

記

１　入札案件名

宮崎公共職業安定所外３施設における複合機の購入及び保守業務委託契約

２　電子調達システムでの参加ができない理由

入 札 書（紙 入 札 業 者 用）

案件名　宮崎公共職業安定所外３施設における複合機の購入及び保守業務委託契約

入札金額　￥

（消費税及び地方消費税は含まない。）

電子くじ番号 | | | |

（落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の３ケタを記載すること。）

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ入札します。

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長　殿

住　　所

商号又は名称

代表者氏名又は代理人の氏名

入札様式5

入 札 金 額 内 訳 書

1．購入・交換費用

	納品先	機種名	数量	価格
1	宮崎労働局 労働保険徴収室		1	円
2	宮崎労働基準監督署		1	円
2	宮崎公共職業安定所		1	円
3	都城公共職業安定所		1	円
役務費（搬入・設定・回収等にかかる費用）				円
		小計①		円

2．保守料金

	納品先	モノクロ		
		予定枚数（2～3月）	保守単価（小数点以下第2位まで記入）	計（小数点以下切り捨て）
1	宮崎労働局 労働保険徴収室	7,000枚		円
2	宮崎労働基準監督署	2,000枚		円
3	宮崎公共職業安定所	9,000枚		円
3	都城公共職業安定所	5,000枚		円
		小計②		円

入札金額：合計（①＋②）　　円

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長　殿

住　　所
商号又は名称
代表者又は代理人氏名

【作成に当たっての留意事項】
・金額はすべて消費税抜き額を記入すること。

入札様式６

委任に関する届出書

【紙入札方式用】

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長　殿

届出人　住　　所

名　　称

入札有資格者氏名

私は、宮崎労働局が行う入札に関して、『　　』を代理人と定め、下記のとおり委任します。

記

１　委任事項

（１）入札書の記入に関する事項

（２）入札書の提出に関する事項

（３）その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

２　委任案件

「宮崎公共職業安定所外３施設における複合機の購入及び保守業務委託契約」の入札事案について委任する。

厚生労働省と契約中の事業者の皆様へ

最近の物価高を踏まえ、厚生労働省は、価格交渉に誠実に対応します。まずはお気軽にご相談ください。

価格交渉をすることで不利益を受けることはありません！

1. 最低賃金額の改定や物価上昇に適切に対応することが、政府方針として閣議決定されています。
2. 厚生労働省では、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を適切に価格転嫁できるよう、契約締結後の価格交渉に応じています。
3. 現在の契約金額では、十分な価格転嫁ができない等、お困りのことがありましたら、各契約担当者までお気軽にご相談ください。

こんな時は、契約に関する通報窓口にご相談ください！

例 1 コストが上昇したため、価格交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

例 2 発注量減少や取引停止が不安で、価格交渉を申し出にくい。

例 3 価格交渉の結果、必要な価格転嫁がなされなかった。

契約に関する通報窓口　お問い合わせ先

担当　〒100-8916　東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

E-mail　keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp

FAX　03-3595-2121

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare 宮崎労働局

仕 様 書

宮崎労働局

1．件名
宮崎公共職業安定所外3施設における複合機の購入及び保守業務委託契約

2．調達物品
モノクロ複合機

3．納品・回収について
別表1「納品・回収先一覧表」のとおり

4．調達物品の仕様内容
（1）仕様内容詳細
別紙「機器仕様書」のとおり
（2）共通事項
①新品であるとともに機器の状態についても十分に確認を行ったうえで納入すること。
②納入担当者が指示する場所へ通常使用が即可能なように設置を行うこと。
③納品時に発生したゴミ等は、納品業者が持ち帰り、適切に処分すること。
④納入後、速やかに機器の操作方法等について納品先担当者に説明を行うこと。
⑤納入機器の分かりやすい箇所に「保守業者の名称・連絡先」を表示すること。
⑥設置については、納入先担当者と詳細の打合せ・調整を行うこと。
⑦納入の際に、既設の複合機を引き取ること。引き取り後、速やかに当該機器に係る買取見積書を提出すること。
⑧複合機の引き取りに際し、納品先担当者立会いの下、旧複合機に残存する全ての電磁的記録情報を抹消すること。なお、データを消去したことがわかる証明書（任意様式）を「12. 提出先」の担当者あて提出すること。
⑨納品及び回収時は、床、施設を傷つけることのないよう細心の注意を払い、必要であれば養生を行うこと。

5．予定数量
別表2「年間予定数量一覧表」のとおり。
なお、予定数量についてはその数量を確約するものではなく、発注数が大幅に変更になった場合でも、異議の申し立てはできない。

6．納入期限
令和9年1月 29 日（金）まで ※可能な限り早期に納入すること。

7．同等品申請等
別紙「機器仕様書」に記載した参考品は、あくまで参考品であるため、これらと同等又はそれ以上の仕様であれば構わないこと。納入物品については、本仕様を満たしている製品であり、かつ参考品と同等か、それ以上の品質、性能を有している製品とする。

8．保守業務
（1）保守期間
設置日～令和9年3月 31 日（水）までとする。
※令和9年度以降の保守業務については、別途調達するものとする。
（2）保守単価
①下記（3）の作業を実施するために必要な経費を全て含んだ1枚あたり〇円（税抜）の単価を設定すること。

②単価は小数点以下第2位まで設定すること。
③テストコピー及び不良コピー等は、その数に相当する額をコピー料金より控除すること。
④本単価は、令和9年度以降の保守契約の基準とする。
⑤実際に使用する枚数は増減があることを了承すること。

(3)業務内容

①定期点検

複合機を正常な状態で使用できるように、1か月に1回以上、技術員を設置場所に派遣し、点検・整備を行うこと。ただし、設置日が月の中途の場合、その月の点検は要しない。

②臨時点検

複合機が故障した場合、技術員を機器設置場所に派遣し、速やかに正常な状態に回復させること。なお、故障の通報は閉庁日を除く日の午前9時から午後5時15分までとし、通報から3時間以内に到着できるよう、技術員を配置すること。ただし、通報当日に到着できない場合は、納品部署の担当者と協議のうえ、翌日(閉庁日を除く)の午前10時までに対応すること。

③作業報告

複合機の点検等及び正常回復の実施にあたっては、作業開始前及び終了時に設置場所担当者に報告を行うこと。なお、終了時には実施日時、機種名、機械番号、実施した点検等及び正常回復の内容、交換部品、消耗品の機器への補給状況、機器の清掃状況、メータ指示数等を記載した保守完了報告書(任意様式)を設置場所担当者に提出すること。

④消耗品関係

複合機に必要なトナー等の消耗品(用紙及びステープルカートリッジを除く)は不足のないよう、速やかに供給を行うこと。なお、供給する消耗品については、機器に障害を生じさせないよう機器製造元メーカーの純正品を使用すること。

また使用済トナー等は、設置場所の担当者と調整を行い回収すること。

⑤保守代金の請求及びカウンタ指示数の確認

保守代金の請求は、月ごとに取りまとめて行うこと。なお、毎月のカウンタ指示数の確認については、月末に設置場所担当者と日時を調整の上行うこと。(設置場所担当者がカウンタ指示数を把握できるようにすること。)

⑥その他

複合機故障時の修理に要した部品等の料金は、保守料金に含まれるものとする。

9. 再委託

業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託を行うことはできず、また、業務の一部の再委託に当たって、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分について、一括して再委託することはできない。

また、契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とする。

なお、再委託を行う場合は、書面にて労働局に申し出た上で承認を得る必要があるが、再委託の承認に係る書類については、支出負担行為担当官が定める契約書によるものとする。

10. 請求書の提出について

(1)当局の検査担当職員による検査に合格後、請求書を提出すること。
(2)請求書の宛名は「官署支出官　宮崎労働局長」とすること。
(3)請求書の日付は、作成日とすること。
(4)当局の支払いは、適法な請求書を受理後、30 日以内に指定された金融機関へ振り込むことにより行う。

11. その他

(1)当該物品に関し、納入日から1年以内に発見された瑕疵に係る修繕又は取替等にかかる費用については、落札者が負担すること。
(2)既存機器搬出、設置する機器類の搬入等を行う場合の日時は、業務に支障が出ないよう最大限配慮し、詳細な日程は事前に納入先の担当者と相談の上、その指示に従うこと。
(3)本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏洩防止対策に万全を期すこと。

（4）落札者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し出ることはできない。
（5）本仕様書に定めのない事項については、契約担当者に相談すること。

12. 提出先

〒880-0805　宮崎県宮崎市橘通東３丁目１番２２号　宮崎合同庁舎５階
宮崎労働局総務部総務課会計第一係　渡邊
TEL：０９８５－３８－８８２０　メールアドレス：miyazakikaikei@mhlw.go.jp

機 器 仕 様 書
モノクロ複合機

項目	仕様
購入台数	4台
納品先	宮崎労働局労働保険徴収室 宮崎労働基準監督署 宮崎公共職業安定所 都城公共職業安定所（別表1「納品・回収先一覧表」のとおり）
最大原稿サイズ	A3
複写サイズ	はがき～A3
ズーム	25～400%
解像度	読み込み600×600dpi以上 書き込み600×600dpi以上
階調	各色256階調
◎ウォームアップタイム	主電源立ち上げ時：30秒以下
◎ファーストコピータイム	4．6秒以下
◎連続複写速度（A4ヨコ）	45枚／分以上
FAX機能	無しでも可とする。
原稿送り装置	自動両面原稿送り装置を有すること。 積載枚数は110枚以上
スキャン速度（A4ヨコ）	片面　60ページ/以上／分 両面　60ページ/以上／分
給紙トレイ	4段以上の自動給紙トレイを有し、A3、A4、B4用紙を各500枚以上給紙可能であること。 手差しトレイ(100枚以上)を有すること。
連続複写枚数	9，999枚以上
セキュリティ	複合機内に保存されたデータを自動的に消去又は暗号化する機能を有していること。
プロトコル	TCP／IPに対応していること。
インターフェイス	イーサネット（1000Base-T/100Base-TX/10Base-T）
環境基準	グリーン購入法、エコマーク、国際エネルギースタープログラムの基準に適合している製品であること。
寸法（W×D）	W1，500㎜程度以下×D770㎜程度以下 ※手差し等を開いた状態のサイズ
その他	移動可能であること（キャスター付等）。 排紙部を2つに分け、紙が用途別に出力されること。 フィニッシャー機能を有すること。 2/4穴パンチャーユニット（2穴のみでも可）を有すること。
納品時（交換作業等）	納品時に既存の複合機を搬出回収、適切に処理すること。 キャノン　iR-ADV6565（労働保険徴収室1台） シャープ　MX-M365FN（宮崎労働基準監督署1台） シャープ　MX-M654FN（宮崎公共職業安定所2台） シャープ　MX-M565FN（都城公共職業安定所1台）
参考品	キャノン　imageFORCE4145F シャープ　BP71M45

別表１

納品・回収先一覧表

番号	設置場所等				数量	回収対象機種			備考
	部　署	所在地	連絡先	設置フロア		メーカー	機種名	購入年月日	
1	宮崎労働局 労働保険徴収室	宮崎市橘通東３丁目１番２２号 宮崎合同庁舎2階	TEL:0985-38-8822	2階	１台	キャノン	iR-ADV6565	平成28年３月	
2	宮崎労働基準監督署	宮崎市丸島町１－１５	TEL:0985-29-6000	１階	１台	シャープ	MX-M365FN	平成30年２月	
3	宮崎公共職業安定所	宮崎市柳丸町１３１	TEL:0985-23-2245	１階	２台	シャープ	MX-M654FN	平成30年２月	
4	都城公共職業安定所	都城市上町2街区１１号 都城合同庁舎1階	TEL:0986-22-1745	１階	１台	シャープ	MX-M565FN	平成30年２月	

別表２

予定数量一覧表

番号	設置場所等	予定数量（２～３月）	予定数量（年間）	備考
		モノクロ	モノクロ	
1	宮崎労働局労働保険徴収室	7,000	48,000	
2	宮崎労働基準監督署	2,000	17,000	
3	宮崎公共職業安定所	9,000	51,000	
4	都城公共職業安定所	5,000	48,000	

契　約　書

１．件　　名　　宮崎公共職業安定所外３施設における複合機購入契約

２．納入期限　　契約締結日から令和９年１月２９日まで

３．契約品目及び契約単価　　別紙１のとおり

契約単価に数量を乗じて得た額に、消費税法第28条第１項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、100分の10を乗じて得た額（円未満の端数切捨て）を消費税額及び地方消費税額として支払うものとする。

４．納入場所　　仕様書のとおり

５．契約保証金　　免除

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、「宮崎公共職業安定所外３施設における複合機購入契約」（以下「業務」という。）に関し、別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和８年　月　日

甲　　宮崎県宮崎市橘通東３丁目１番２２号
支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長　小森　康正

乙

別記

契　約　条　項

（信義誠実の原則）

第１条　甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第２条　乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（費用負担）

第３条　本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

（再委託）

第４条　乙は、業務の全部を第三者に再委託することはできない。ただし、契約金額に占める再委託契約金額の割合が 50％未満である場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

２　乙は、業務の一部を再委託する場合には、様式１により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託額が 50 万円未満の場合には、この限りでない。

なお、この場合に乙は、再委託者の行為についてすべての責任を負うものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再委託者と約定しなければならない。

３　乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めたときはこれに応じなければならない。

４　乙は、再委託先を変更する場合は、様式２により甲に再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

５　この契約にいう「第三者」「再委託先」とは、特に定めの無い限り乙と法人格を異にする者をいい、子会社等資本関係にある者であっても「第三者」「再委託先」に該当するものとする。

（履行体制）

第５条　乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、前条の手続の際、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を様式３により甲に提出しなければならない。

２　乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに前条第４項の手続により様式４により甲に承認を求めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、この限りでない。

（１）受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更

（２）事業参加者の住所のみの変更

（３）契約金額のみの変更

３　前２項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求めるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

（遅滞料）

第６条　甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年 3.0 パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

（納期の無償延期）

第７条　乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

２　前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条第１項の規定にかかわらず、遅滞料を免除する。

（監督）

第８条　甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

（検査）

第９条　甲は乙から納品書の提出を受けた後、速やかに検査を行うものとする。この場合において、乙の履行内容が甲の行う審査に合格しないときは、乙は甲の指示により現品の取り替え及び修正等の対応措置を講ずるものとする。その場合に発生する費用等は全て乙の負担とする。

（契約金額の支払）

第 10 条　乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から 30 日以内に支払わなければならない。

（遅延利息）
第 11 条　甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条第２項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。
（権利義務の譲渡等）
第 12 条　乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第２条第３項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第２条第２項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。
２　乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。
（秘密の保持）
第 13 条　乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。
２　乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。
（契約の解除等）
第 14 条　甲は、いつでも自己の都合によって、本契約を解除することができる。
２　乙が本契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でも本契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を乙に納付させるものとする。
３　乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
４　第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。
（危険負担）
第 15 条　天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

（損害賠償）
第16条　乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。
２　乙は、本契約の履行に着手後、第14条第１項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
３　甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。
（談合等の不正行為に係る解除）
第17条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
（２）乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
（３）乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めていない場合は除く。
（４）乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
（５）第３項の規定による報告を行わなかったとき。
２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
３　乙は、第１項第３号又は第４号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。
（談合等の不正行為に係る違約金）
第18条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当することとなったときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契

約金額（本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（３）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の６若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項の規定による刑が確定したとき。

（５）前条第１項第３号、第４号又は第５号のいずれかに該当したとき。

２　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３　乙が第１項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

４　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

（属性要件に基づく契約解除）

第 19 条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）
第 20 条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
（１）暴力的な要求行為
（２）法的な責任を超えた不当な要求行為
（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
（４）偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
（５）その他前各号に準ずる行為
（表明確約）
第 21 条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。
（下請負契約等に関する契約解除）
第 22 条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。
（契約解除に基づく損害賠償）
第 23 条　第 19 条、第 20 条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において甲は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償することを要せず、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。
（不当介入に関する通報・報告）
第 24 条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）
第 25 条　乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。
（厚生労働省法令違反に係る契約解除）
第 26 条　甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。
（１）乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
（２）乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
（３）乙が、乙又はその役員若しくは使用者が第１号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
２　本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。
（厚生労働省法令違反に係る違約金）
第 27 条　前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
２　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
３　乙が第１項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
４　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。
（納品物が契約の内容に適合しない場合の措置）
第 28 条　甲は、納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から１年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第２号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第１号の履行を催告することを要しないものとする。
（１）甲の選択に従い 、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと
（２）直ちに代金の減額を行うこと
２　甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

３　乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第１項の通知期間を経過した後においてもなお前２項を適用するものとする。

（紛争等の解決方法）

第 29 条　本契約条項又は本契約に定めのない事項若しくは契約条項の解釈について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

２　本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（賃金・物価変動に伴う契約変更の申し入れ）

第 30 条　甲及び乙は、契約期間中に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動その他事由により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を求めることができる。

（存続条項）

第 31 条　本契約の効力が消滅した場合であっても、第 6 条、第 13 条、第 14 条第２項、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条及び本条はなお有効に存続するものとする。

（以下この頁余白）

様式１

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　宮崎労働局総務部長　殿

住　　所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

「宮崎公共職業安定所外３施設における複合機購入契約」に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

１．委任する相手方の商号又は名称及び住所

２．委任する相手方の業務の範囲

３．委任を行う合理的理由

４．委任する相手方が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

様式２

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　宮崎労働局総務部長　殿

住　　所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

「宮崎公共職業安定所外３施設における複合機の購入契約」に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

１．変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所

２．変更後の事業者の業務の範囲

３．変更する理由

４．変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

様式３

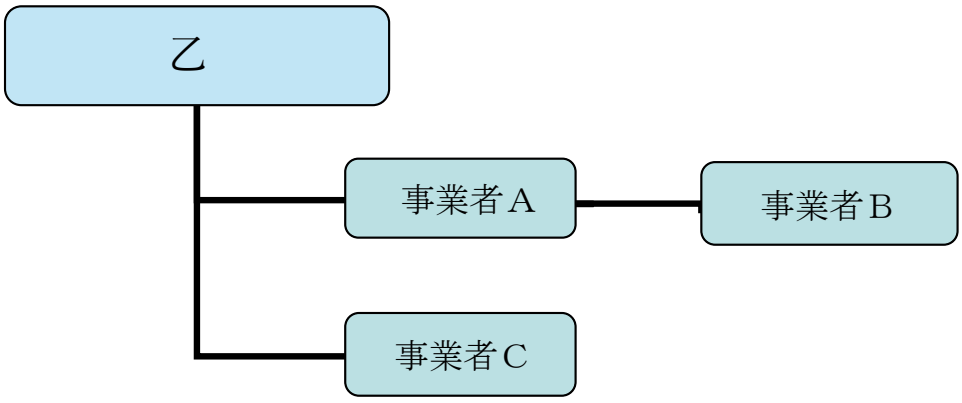
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

・各事業参加者の事業名及び住所
・契約金額（丙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
・各事業参加者の行う業務の範囲
・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	○○県○○市		
B			



様式４

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　宮崎労働局総務部長　殿

住　　所

商号又名称

代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第５条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

１．契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）
２．変更の内容
３．変更後の体制図

契　約　書

支出負担行為担当官　宮崎労働局総務部長　小森　康正（以下「甲」という。）と○○○○　○○○○　○○○○（以下「乙」という。）は、宮崎公共職業安定所外３施設における複合機保守業務委託契約（以下「業務」という。）に関し、下記条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約の内容）

第２条　契約内容、契約履行場所及び検査場所は次のとおりとする。

一　契約内容　　別添仕様書のとおり

二　契約履行場所　　仕様書別表１のとおり

三　検査場所　　仕様書別表１のとおり

（契約単価）

第３条　本契約は単価契約とし、契約単価は別添「単価表」のとおりとする。但し、別添「単価表」の保守単価には、消費税及び地方消費税額を含まないものとする。尚、トナー代金は含むものとする。

２　前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、契約単価に１００分の１０を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第４条　この契約の保証金は、免除する。

（契約期間）

第５条　契約締結日から令和９年３月３１日とする。

（秘密の保持）

第６条　乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び乙が甲の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。（以下「秘密情報」という。））の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

２　乙は、自らの従事者に、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

３　乙は、秘密情報の漏洩等があった場合には直ちに甲へ連絡するものとし、その対応に係る甲の指示に従わなければならない。

４　乙が本条の義務に違反した場合には、甲は、何らかの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

５　乙は個人情報に関する取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければならない。

６　前各頁の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

（監督及び検査）

第７条　甲は、本契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合は、監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

２　乙は毎月の業務完了後、甲の指定する検査職員に報告し、検査を受けなければならない。

３　乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

４　乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

（代金の支払）

第８条　乙は、１か月を単位とする各月の月末において甲の検査職員の検査を受けて、コピー枚数を算出し、保守代金に法令所定の消費税を加算し、第３条の規定により支払請求書を作成し、対価の支払いを官署支出官宮崎労働局長（以下「官署支出官」という）に請求するものとする。ただし、テストコピー（乙の社員又は乙の指定する者が複合機の保守にあたって、複合機の点検と調整のために使用したコピーをいう。）及び不良コピーは、その数に相当する額をコピー料金の計算にあたり減額する。

２　請求金額に１円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

３　官署支出官は、第１項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から３０日以内に対価を支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第９条　官署支出官は、自己の責に帰すべき事由により、前条第３項に定める期間内に対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第 10 条　乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成１６年法律第１５４号）第２条第２項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

２　乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（危険負担）

第 11 条　天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

（費用負担）

第 12 条　この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

（納期の有償延期）

第 13 条 乙は、次条に規定する事由以外の事由により、履行期限内に履行ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

２ 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

（納期の無償延期）

第 14 条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

２ 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

（遅滞料）

第 15 条 甲は、乙が第５条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年３．０％の割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

（契約の解除等）

第 16 条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

２ 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に、乙は、契約金額の１００分の１０に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第３号から第５号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

（１）第１３条、第１４条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。

（２）乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

（３）乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（４）甲が行う検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

（５）第６条の規定に違反したとき。

３ 甲は、乙について民法第５４２条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

４ 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

（損害賠償）

第 17 条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

２ 甲は、損害を被ったときは、その事実を知った日から７日以内に書面で乙に通知しなければならない。

３ 乙は、この契約の履行に着手後、第１６条第１項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から１０日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

４ 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第 18 条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何ら催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）乙又は乙の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

（３）乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めていない場合は除く。

（４）乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

（５）第３項の規定による報告を行わなかったとき。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が、独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

乙は、第１項第３号又は第４号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 19 条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の指示に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１０％に相当する額を、甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（３）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）乙又は乙の代理人が、刑法第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

（５）前条第１項第３号、第４号又は第５号のいずれかに該当したとき。
（６）本契約の再委託先について、（５）の状況に至った場合も同様とする。
２　乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
（違約金に関する遅延利息）
第 20 条　乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年３．０％の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
（属性要件に基づく契約解除）
第 21 条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
（行為要件に基づく契約解除）
第 22 条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
（１）暴力的な要求行為
（２）法的な責任を超えた不当な要求行為
（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
（４）偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
（５）その他前各号に準ずる行為
（表明確約）
第 23 条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託

者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第 24 条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第 25 条　甲は、第１６条第２項、同条第３項、第２１条、第２２条、第２４条第２項及び第３０条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１６条第２項、同条第３項、第２１条、第２２条、第２４条第２項及び第３０条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第 26 条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第 27 条　乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第 28 条　甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

（２）乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

（３）乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第１号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

２　本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第 29 条　前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（納品物が契約の内容に適合しない場合の措置）

第 30 条　甲は、第７条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、 当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から１年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第２号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第１号の履行を催告することを要しないものとする。

（１）甲の選択に従い 、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

（２）直ちに代金の減額を行うこと

2　甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3　乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第１項の通知期間を経過した後においてもなお前２項を適用するものとする。

（個人情報保護）

第31条　乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第２条第１項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2　乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3　乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4　乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

5　乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

6　乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

（安全の確保等）

第 32 条　乙は、事故防止のため常に安全を確認の上、契約を履行するものとし、契約履行に関連して乙に損害が生じても甲に請求できないものとする。

2　労働災害時の労災保険は、乙の保険を適用するものとする。

（法令遵守）

第 33 条　乙は、業務の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号)、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号)、労働基準法（昭和２２年法律第４９号)、その他関係法令を遵守しなければならない。

（紛争等の解決方法）

第 34 条　この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

２　本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（再委託）

第 35 条　乙は、業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

２　乙は、再委託する場合には、様式１により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が 50 万円未満の場合は、この限りでない。

３　乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

４　乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

第 36 条　乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第２項ただし書に該当する場合を除き、様式２の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

２　乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

（履行体制）

第 37 条　乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式３の履行体制図を甲に提出しなければならない。

２　乙は、様式３の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式４により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

（１）受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

（２）事業参加者の住所の変更のみの場合。

（３）契約金額の変更のみの場合。

３　前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（賃金・物価変動に伴う契約変更の申し入れ）

第 38 条　甲及び乙は、契約期間中に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動その他事由により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を求めることができる。

（存続条項）

第 39 条　本契約の効力が消滅した場合であっても、第６条、第１６条第２項、第１７条、第１９条、第２０条、第２３条、第２５条、第２９条、第３０条、第３１条、第３４条及び本条はなお有効に

存続するものとする。

この契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和８年　月　日

甲　　宮崎市橘通東３丁目１番２２号
支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長　小森　康正

乙

別添

単価表

No.	設置場所	住所	連絡先	機種名	モノクロ保守単価
1	宮崎労働局労働保険徴収室	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階	TEL:0985-38-8822		
2	宮崎労働基準監督署	宮崎市丸島町1－15	TEL:0985-29-6000		
2	宮崎公共職業安定所	宮崎市柳丸町131	TEL:0985-23-2245		
3	都城公共職業安定所	都城市上町2街区11号 都城合同庁舎1階	TEL:0986-22-1745		

※単価には、消費税を含まないものとする。

様式１

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　宮崎労働局総務部長　殿

名　　称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

１．委託する相手方の商号又は名称及び住所
２．委託する相手方の業務の範囲
３．委託を行う合理的理由
４．委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
５．契約金額
６．その他必要と認められる事項

様式２

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　宮崎労働局総務部長　殿

名　　称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

１．変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
２．変更後の事業者の業務の範囲
３．変更する理由
４．変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
５．契約金額
６．その他必要と認められる事項

様式３

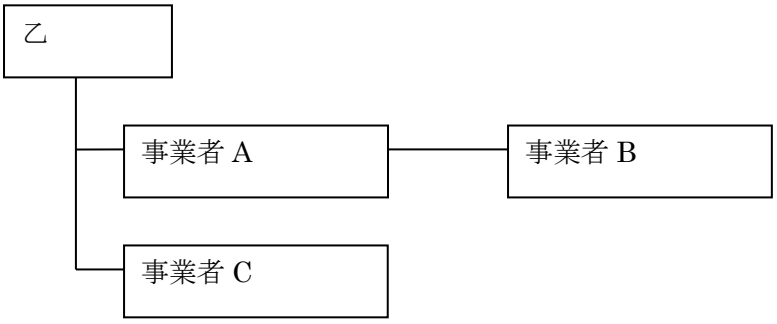
履　行　体　制　図

【　履行体制図に記載すべき事項　】

・各事業参加者の事業名及び住所
・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
・各事業参加者の行う業務の範囲
・業務の分担関係を示すもの

【　履行体制図の記載例　】

事業者名	住　所	契約金額	業務の範囲
A	宮崎県宮崎市・・	円	
B			



様式４

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　宮崎労働局総務部長　殿

名　　称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

１．契約件名（契約締結日の日付も記載のこと。）
２．変更の内容
３．変更後の体制図